

特集 損保協会 100年のあゆみ

保険商品・料率の自由化②

料率制度の自由化と新たな保険商品等の開発

【第7回】

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第7回の今回は、前回に引き続き、1990年代後半以降の保険商品・料率の自由化について概観する。

1. 算定会料率制度の改革

(1) 損害保険料率制度の自由化

自動車保険料率算定会および損害保険料率算定会は、いずれも損害保険料率算出団体に関する法律(1948年7月29日制定、以下「料率団体法」という)に基づき組織であり、両算定会の業務は、設立当初から、独占禁止法の適用除外等に関する法律(以下「適用除外法」という)により、独占禁止率の使用を維持しつつ、法の適用除外とされた。これらの法令に基づき、自由化以前は、自動車保険、火災保険および傷害保険の保険料率は、付加保険料率を含め両算定会が算出し、損害保険会社は、基準となる保険料率をベースに保険商品を開発し、消費者ニーズに添えてきた。初期の規制緩和・自由化の流れは、料率団体法の改正(1996年4月1日施行)により、両算定会が算出した純保険料(料率団体法改正は1998年7月1日施行)の1つに料率団体の改正が含まれた(料率団体法改正は1998年7月1日施行)。

法の適用除外とされた。これらの法令に基づき、自由化以前は、自動車保険、火災保険および傷害保険の保険料率は、付加保険料率を含め両算定会が算出し、損害保険会社は、基準となる保険料率をベースに保険商品を開発し、消費者ニーズに添えてきた。初期の規制緩和・自由化の流れは、料率団体法の改正(1996年4月1日施行)により、両算定会が算出した純保険料(料率団体法改正は1998年7月1日施行)の1つに料率団体の改正が含まれた(料率団体法改正は1998年7月1日施行)。

(2) 両算定会の業務の変化

改正料率団体法(1998年7月1日施行)に基づき参考純率および基準料率は、ともにアドバイザリー・レートとして会員会社に提供されることになった。両算定会が参考純率を会員会社に提供するにあたっては、特に、算定会業務の法的安定性の確保が不可欠であったことから、料率団体法に独占禁止法適用除外規定とともに両算定会の業務範囲に関する規定が設けられた。

表1 名目GDPと元受正味保険料の推移

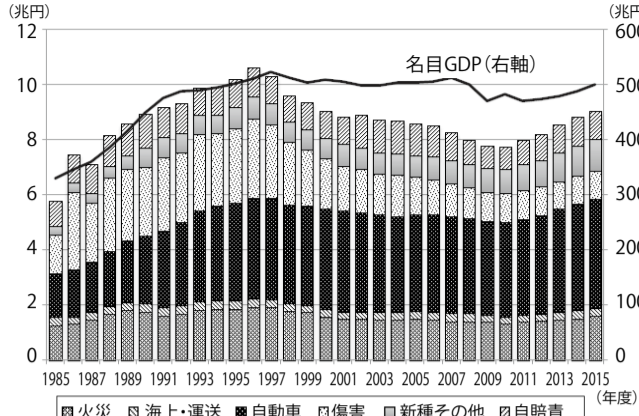
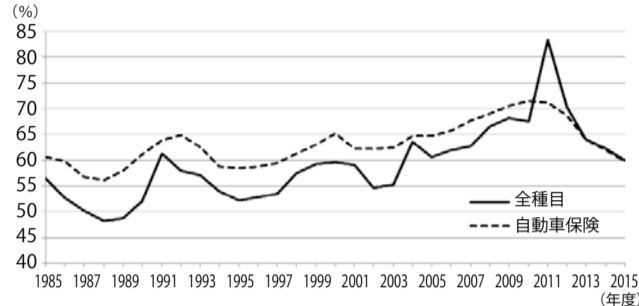


表2 損害率の推移(全種目および自動車保険)



監督官庁と公正取引委員会の間で確認された業務範囲には、参考

2. 規制緩和・自由化による新しい保険商品の誕生

純率および基準料率の算出・提供の他、算出の前提条件となる標準的な引受条件、保険統計の作成および標準約款の作成がなされた。その後、自動車保険料率算定会と損害保険料率算定会は統合して損害保険料率算出機構となった(2002年7月1日)。

さらに「保険会社向けの総合的な監督指針」において、付加保険料算出における留意事項等が明記された。

損害保険各社は、リスク細分型自動車保険の発売、エコカー割引をはじめとする保険料割引制度の導入の他、人身傷害保険等の新たな保険商品の開発や火災保険の補償範囲の拡大等、契約者ニーズを踏まえた補償の提供が促進された。さらに、単品のがん保険や医療保険の販売、また、ロードサービスや事故受付の24時間化等の新たなサービスなどの提供も始まった。

3. 元受正味保険料、損害率・事業費率・コンバインドレシオの推移

(1) 名目GDPと元受正味保険料の推移

(2) リスク細分型自動車保険の登場

リスク細分型自動車保険は、年齢、運転歴、年間走行距離、その他自動車の使用状況等、リスクを細分化して保険設計ができる新しい形態の自動車保険で、日米保険協会の1996年合意の翌年に発売された(1997年9月1日)。

(3) 新たな自動車保険・特約の開発

損害保険各社は、規制緩和・自由化競争が進展する中で独自性を打ち出すため、さまざまな補償やサービスを開発した。特に、自動車保険分野において多数の特約が開発され、その中には、現在では一般的となった人身傷害保険(1998年10月発売)、対物臨時費用補償特約や対物超過修理費用特約などがある。

(4) 自動車保険以外の新たな保険特約の開発

自動車保険以外の分野においても、補償範囲の拡大や特約が開発された。自由化前は、個人向けの火災保険といえは、基本的には損害保険各社同一のラインナップであった。算定会料率の使用義務の廃止(1998年7月)以降は、例えば、従来の水災補償における70%縮小を100%払いにする等、補償範囲が拡大された他、建物や家財が火災や水災等以外の偶然な事故で破損・汚損した場合も補償するなど、補償範囲を広げた火災保険がオールリスク型保険として発売された。

(1) 規制緩和・自由化による保険商品の変化

1990年代後半から2000年代初期にかけて、多様な保険商品やサービスが開発された。損害保険各社は、リスク細分型自動車保険の発売、エコカー割引をはじめとする保険料割引制度の導入の他、人身傷害保険等の新たな保険商品の開発や火災保険の補償範囲の拡大等、契約者ニーズを踏まえた補償の提供が促進された。

(2) 損害率・事業費率・コンバインドレシオの推移

全種目合計の損害率は、1985年度以降(除く1987年度、1992年度)は60%未満を維持していたが、2000年度以降は、自動車保険の損害率の上昇などの影響もあって60%台となり、東日本大震災やタイで大洪水が発生した2011年度には83.4%となった。

(3) 事業費率の推移

事業費率は、2002年度以降は業務の効率化や合併効果等もあり、35%を下回る状況が定着し、2015年度には32.1%まで低下している。なお、2008年度と2009年度は、付随的な保険金支払い漏れ対応等による業務の見直し、事務処理やシステム改定などの影響もあり、35%を超えていた。

(4) コンバインドレシオ

コンバインドレシオは、1985年度と2007年度までは、85%台から最大でも98%台の範囲で推移していたが、2008年度と2012年度にかけては100%を超える状況になった。しかし、自動車保険の収支改善が図られ、2015年度は92%まで低下している(表2)。



損保協会作成の記念ロゴ

(1) 規制緩和・自由化による保険商品の変化

元受正味保険料も、1985年度以降(除く1987年度、1992年度)、成長を続けたが、1996年度をピークに減少に転じ、2010年度まで(除く2002年度)はマイナス成長を続けた。その後プラスに転じた。2015年度においては、1990年代前半の水準に回復している。

比較的安全的に推移してきたが、2006年度と2012年度は60%台後半から70%台の高水準となり、2010年度には71.4%に達した。その後、等級割増引制度の改定(2011年10月)、保険料率の引き上げ等により下降傾向をたどり、2015年度は59.8%まで低下した。

homai web 保険毎日新聞社のホームページ http://www.homai.co.jp

【文責】日本損害保険協会